

農業所得 収支計算の手引き (畜産農家用 別冊)

この資料は、畜産農家用の別冊です
本冊とセットでご利用ください

庄 原 税 務 署
庄 原 市

この資料は大切に保存していただき、申告の参考にしてください。

目	次
---	---

(内	容)	ページ
1	畜産農家特有の収入金額	1
2	畜産農家特有の必要経費	1
3	畜産農家特有の減価償却の計算	2～3
4	免税・5%課税・総合課税の概要	4～5
5	免税所得と非課税所得の違い	5
6	家畜共済金の取り扱い	5

問い合わせ

ご不明な点は次のところまでお問い合わせください。

庄原税務署	TEL (0824) 72-1001
庄原市 総務部 税務課 市民税係	TEL (0824) 73-1146
西城支所 地域振興室 市民生活係	TEL (0824) 82-2124
東城支所 地域振興室 市民生活係	TEL (08477) 2-5121
口和支所 地域振興室 市民生活係	TEL (0824) 87-2112
高野支所 地域振興室 市民生活係	TEL (0824) 86-2115
比和支所 地域振興室 市民生活係	TEL (0824) 85-3001
総領支所 地域振興室 市民生活係	TEL (0824) 88-3063

1 畜産農家特有の収入金額

次のようなものが、畜産農家特有の収入になります。

科 目	収支内訳書の 番号記号	収 入 の 内 容	留意事項
販 売 金 額	①	イ 畜産物(牛乳・子畜・成畜・卵など)の販売金額 ロ 堆肥、牧草などの副産物の販売	家族名義の 出荷が計上 漏れにならない ように！
家 事 消 費 事 業 消 費	②	ハ 畜産物の自家消費	* 自家消費 は年間分を一括計上します。 * 事業消費 は、現物を金額に置き換えて 収入・経費に同じ額を計上します。
雑 収 入	③	ニ 畜作物に対する各種共済金、補償金・補填金等(飼料価格安定基金など) ホ 畜産業の休止、転換、廃止に伴う収益の補償金 ヘ 事業に対する各種補助金、奨励金(市等からの給付金など) ト 種付料	

《備考》

減価償却資産(業務用に供していた乳用牛や繁殖牛など)を廃牛として譲渡する場合は、原則として総合譲渡所得になります。

2 畜産農家特有の必要経費

次のようなものが、畜産農家特有の経費になります。

科 目	収支内訳書の 番号記号	経 費 の 内 容	必 要 経 費 に ならないもの
減 価 償 却 費	⑩	業務に供している乳用牛・繁殖牛の償却	* 販売用動物は 除く
素 畜 費	ハ	子牛等の購入費、購入のための諸経費(取引運賃等) 生産検査費用、種付費	
飼 料 費	ホ	購入飼料費	
農 薬 衛 生 費	ト	家畜用薬剤や家畜診療費、削蹄料等	

《留意事項》

牛馬が成畜になるまでに要した費用(購入費・飼料費・種付費など)は、経費から差し引く【育成費用】として別途計上し、成畜になったら減価償却資産の取得価額へ計上し、減価償却資産として経費計上していきます。

3 畜産農家特有の減価償却の計算

(1) 生物の減価償却

計算方法は本冊6ページを参照してください。

耐用年数

畜 種	耐用年数
乳用牛繁殖用雌牛 (種付証明又は受精証明のある牛に限る)	4年
乳用牛種付用雄牛 (種畜証明のある牛に限る)	4年
肉用牛繁殖用雌牛 (種付証明又は受精証明のある牛に限る)	6年
肉用牛種付用雄牛 (種畜証明のある牛に限る)	4年

※ 繁殖用の雌牛の償却開始時期は初めてその牛の妊娠(受胎)を確認したとき

(2) 取得価額(育成費用)について

取得価額(育成費用)の算出にあたっては、生年月日、購入金額、初めて妊娠した日などを控えておく必要があります。

育成費用は、素畜費及び妊娠までの飼料費から算出できます。

【例題】

- 令和6年5月に肉用繁殖雌牛を480,000円で購入した。
- 肉用牛繁殖用雌牛の耐用年数は6年(償却率0.167)である。

償 却 資 産 台 帳

減価償却の名称等	面積・数量	取得 年・月・日	償却方法	耐用年数 (A)
				取得時
たかのやま1	1	R6.5.10	定額法	6
(C) 取 得 価 額	(F) 農業専用割合		取得・改良等の記録	
480,000円	100%			

償却年	(A) 耐用 年数	(B) 償却率	(G) 本年中の償 却期間	(H) 本年分の 普通償却費 (C) × (B) × (G)	(I) 特別 償却費	(J) 本年分の 償却費合計 (H) + (I)	本年分の 必要経費 算入額 (J) × (F)	(K) 未償却残高 (期末残高) (C) or (K) - (J)	摘要
R06	6	0.167	8 / 12	53,440	0	53,440	53,440	426,560	
R07	6	0.167	12 / 12	80,160	0	80,160	80,160	346,400	
R08	6	0.167	12 / 12	80,160	0	80,160	80,160	266,240	
R09	6	0.167	12 / 12	80,160	0	80,160	80,160	186,080	
R10	6	0.167	12 / 12	80,160	0	80,160	80,160	105,920	
R11	6	0.167	12 / 12	80,160	0	80,160	80,160	25,760	
R12	6	0.167	4 / 12	25,759	0	25,759	25,759	1	
				以下余白					
【ポイント】 この設例の場合・・・ ○償却資産が10万円以上であるため、減価償却の計算が必要です。 ○最終年の令和12年には期末未償却残高1円まで償却を行うことになります。									

4 免税・5%課税・総合課税の概要

※ 消費税は免除されません。

※ 肉用牛の飼育のみを行う畜産専業農家などは農業を営む者に該当しません。

(1) 売却した肉用牛が、全て免税対象飼育牛である場合

・その売却により生ずる農業所得に対する所得税が《**免除**》されます。

(免税牛以外の農業所得・その他の所得は、課税されます。)

(2) 売却した肉用牛に、免税対象飼育牛に該当しないものがある場合

(売却した肉用牛全てが免税対象飼育牛に該当しない場合を含む)

・次の①、又は②のいずれかの方法により計算した《**所得税が課税**》されます。

- ┌ ①通常の総合課税による所得税・・・免税対象飼育牛の売却を含んで計算した所得税
いづれか
└ ②下図より次の算式による所得税・・・(Ⅰ) + (Ⅱ)

内容 区分	内 容		税率等
肉用牛	【特定の肉用牛】 [1]特定の市場において売却した肉用牛 [2]農協等に委託した1歳未満の肉用子牛	免税対象飼育牛 ○売却価額100万円（一定の交雑種に該当する場合は80万円）未満、乳牛の場合は売却価額50万円未満、又は高等登録等 ○売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内	免 税
		免税対象飼育牛 以外 の売却価額 ＜消費税を含む＞	
	★その他の肉用牛	【特定の肉用牛】以外による所得金額	通常的综合課税の税率 （Ⅱ）
その他	肉用牛を除く農業所得やその他の総合課税所得金額		

※肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、その適用期限が令和8年分まで3年間延長されました。(措法25)

注意事項

①消費税を上乗せする前の金額が100万円以上でも、高等登録又は育種登録がなされていれば「免税」となります。(生産者補給金等の交付があれば、これを加算する。)

②家畜商等への売却は、該当しません。

③次のものは対象になりません。

牛の胎児、種雄牛、子牛の生産の用に供された乳牛の雌牛

④買入れた肉用牛は飼育期間2ヶ月以上の場合に対象となります。

＜特例計算での留意事項＞

- ①免税適用の場合……「適用条文」欄に『措法25条』と記載する。
「肉用牛売却証明書」、「肉用子牛売却証明書」を添付する。
- ②5%課税適用の場合……「適用条文」欄に『措法25条』と記載する。
「肉用牛売却証明書」、「肉用子牛売却証明書」を添付する。
「肉用牛の売却による所得の税額計算書」を添付する。

③総合課税となる他の肉用牛の場合
肉用牛全体の収支計算を行い、免税・5%課税とそれ以外に区分けする。
※必要経費について、「免税・5%」と「それ以外」との区分が明確にできない
場合は、a. 飼養頭数, b. 飼養日数, c. 収入金額など合理的な基準による
ものとする。(この場合は、その計算方法を継続するものとする。)

5 免税所得と非課税所得の違い

免税所得と非課税所得の違いは次のとおりです。

	免 税 所 得	非 課 税 所 得
なぜ	国の政策を推進するため税を免除する	社会通念等に照らして税を課さないこととする
どのような違いがあるのか	①免税の適用を受けるためには、確定申告書を提出し、所定の事項を記載する必要があります。(肉用牛売却証明書の添付が必要) ②免税所得に対応する税額部分のみが免除されます。 ③税は免除されますが、合計所得金額には含まれます。(扶養控除などを判定する際には、免税所得を含んだ上で判定します。)	①申告等の手続きは、必要ありません。 ②非課税所得に損失が生じて、その損失は無いものとされます。 ③各種所得の計算上、最初からなかったものとして考えます。(扶養控除などを判定する際には、非課税所得はないものとして判定します。)

6 家畜共済金の取り扱い

○死廃牛の受取共済金は、次のとおり、原則「非課税」です。

死亡(屠殺による死亡は除く)……非課税

廃用(範囲指定あり)……非課税

＜廃用の範囲＞

- ・疾病や不慮の傷害により、死に瀕したとき
 - ・不慮の災害により、救うことのできない状態に陥ったとき
 - ・骨折, 両眼失明, 又は農林水産大臣が指定する疾病等のため、治癒する見込みがないとき
 - ・その他、繁殖能力や泌乳能力を失ったり、使用価値がないことが明らかとなるとき
- 疾病や傷害……診療費用と相殺